



八千代市監査公表第15号

令和元年11月26日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

### 監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による会計課の監査を行ったので、次のとおり公表します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象機関 会計課

### 2 監査の範囲

令和元年度（令和元年8月末現在）における会計課所管の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

### 3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

### 4 監査の期間

令和元年8月21日から同年11月25日まで

## 第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的にのっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、所見（要望事項）は、次のとおりである。

所 見

対象機関	区 分	内 容
会計課	要望事項	<p>1 公金の運用について</p> <p>市の公金については、地方自治法（昭和22年法律第67号）等において、歳計現金及び歳入歳出外現金は「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされ、基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない。」とされていることから、その保管及び運用に当たっては、運用上発生するリスクを的確に把握、検証の上、預金や債券等の運用手法に応じたリスク対策を講じるとともに、明確な運用基準を設けるなど、より安全性の確保に努められたい。</p>